

## 指定給水装置工事事業者指定事項変更に必要な提出書類等について

### 1 提出書類

- ① 様式第十号（水道法施行規則第34条関係） 「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」
- ② 様式第二号（水道法施行規則第18条及び第34条関係） 「誓約書」
- ③ 様式第三号（水道法施行規則第22条関係） 「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」 ※主任技術者の変更の場合のみ

### 2 添付書類

- イ 事業所が法人の場合は、会社の定款及び登記簿謄本。  
事業所が個人の場合は、代表者の住民票抄本（本籍・続柄・個人番号不要）。
- ロ 給水措置工事主任技術者免状の写し。 ※主任技術者の変更の場合のみ

- 3 変更届出書の提出に係る手数料は、無料です。事業所の名称変更等に伴い、「給水装置工事事業者証」の再交付が必要なときは、書類交付手数料として200円必要です。

その他不明な点がございましたら、下記の連絡先まで連絡ください。

小竹町役場上下水道課水道事務係  
T E L : 0 9 4 9 6 - 2 - 1 9 6 0  
F A X : 0 9 4 9 6 - 2 - 1 9 4 5